

1. しまぎんスイングサービス

(以下『本サービス』という。)はお客様の指定した日(以下『振替指定日』といいます。)に、指定された金額を毎月あるいは隔月に普通預金から貯蓄預金へ振替るものとします。なお、本サービスの利用にあたっては、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金 30 規定、貯蓄預金 10 規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出はしないものとします。

2. 振替指定日

振替指定日が当行の窓口休業日にあたる場合は、お客様の指定した休日区分(振替指定日の翌営業日または前営業日)により振替ます。

3. 振替月

振替月は、『毎月』『奇数月のみ』『偶数月のみ』のいずれかを選択可能とします。

4. 振替方式

振替方式は、次の 2 つの中からお選び下さい。

(1) 定額振替方式

毎回、ご指定日にお客様の指定した一定額を普通預金口座から貯蓄預金口座に振替ます。ただし、ご指定日に普通預金の口座に残しておきたい額(以下『振替基準残高』といいます。)を超える金額が一定額に満たない場合は、振替ません。

(2) 超過額振替方式

毎回、ご指定日にお客様の指定した金額を限度に(以下『振替限度額』といいます。)

普通預金口座から貯蓄預金口座に振替ます。なお、振替限度額の指定がない場合は、振替基準残高を超える金額(万円単位)を振替ます。

5. 引落しの優先順位

本サービスの振替指定日が、公共料金・クレジット等、その他の口座振替の自動引落日と重複した場合は、他の口座振替を、本サービスに優先して引落します。

6. 振替制限

次のいずれかに該当する場合は、振替指定日における振替を行いません。

- (1) 振替基準残高を超えた金額が振替一定額もしくは当行所定の金額に満たない場合。
- (2) 振替後の貯蓄預金残高が貯蓄預金の基準残高に満たない場合。
- (3) 貯蓄預金口座について少額貯蓄非課税制度(マル優)の適用を受けており、振替後の貯蓄預金残高が少額貯蓄非課税制度(マル優)の最高限度額を超過することとなる場合。
- (4) その他口座振替できない相当の事由が生じた場合。

7. 届出事項の変更等

振替指定日、振替間隔その他の届出事項に変更がある場合は、あらかじめ当行所定の書面により取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、当該届出事項の変更については、お客様の申し出の翌営業日より有効とします。

8. 解 約

スイングサービスの取り扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

(1) ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面により届出てください。

(2) 1年以上にわたりスイングサービスの取り扱いが発生しなかった場合は、当行はいつでもスイングサービスの取り扱いを解約できるものとします。

なお、この場合、お客様への通知は省略します。

9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金 30 規定、貯蓄預金 10 規定により取扱います。

10. 免責条項

この取扱いについて、かりに紛議が生じても当行の責によるものを除き、当行は責任を負いません。

11. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

令和 2 年 4 月 1 日改定